

## 第72回戸田橋花火大会 会場外出店募集要項

### 1. 大会開催日時

令和7年8月2日（土）開場16時00分 開始19時00分 終了20時30分  
※荒天時中止（順延なし）

### 2. 販売可能時間

令和7年8月2日（土）16時00分～20時30分（予定）  
※調整により販売可能時間が変更となる可能性があります。

### 3. 出店場所

荒川戸田橋上流戸田市側河川敷の西側エリア（4頁「13」参照）  
※**有料エリア外での出店募集**です。  
※店舗の配置は事務局で指定させていただきます。予めご了承ください。

### 4. 募集店舗数

最大15店舗 ※調整により増減する可能性があります。

### 5. 出店形態

キッチンカーまたはテント出店

### 6. 応募資格

以下のいずれかに当てはまる事業者（いずれにも該当しない場合は応募いただけません。）

- （1）戸田市商工会会員
- （2）戸田市内の事業者

※応募者多数の場合は、事務局による選考及び抽選により出店事業者を決定します。

### 7. 出店料

4万円

※実行委員会が指定する口座へ期限までに前払いいただきます。

### 8. 出店条件

- （1）**飲食出店説明会（令和7年7月上旬に戸田市内で開催予定）に必ず参加できる方。**
- （2）営業に必要な機材は全てご持参すること。（機材のレンタルはございません。）
- （3）生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している方。
- （4）食品衛生責任者を保有する者が現場に常駐できること。
- （5）本人(法人の場合は代表者)以外の応募は出来ません。(他店との共同出店,又貸しは禁止です)
- （6）販売できるメニューは事前に申請いただいた商品の販売に限ります。
- （7）保健所の指導等により、品目によっては販売できない品目がございます。
- （8）過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けた事業者の出店はお断りいたします。
- （9）法人（個人の場合は代表者）に賦課された公租公課を完納していること。
- （10）飲食物以外(物販等)の販売はできません。

- (11) 商標登録されたメニュー、団体名の許可なき使用または販売は禁止いたします。
- (12) 事務局が提示する規約を遵守すること。
- (13) キッチンカーでの出店の場合は、埼玉県内一円の営業許可が必須です。
- (14) 炭や薪を使用しないこと。

## 9. 設備

水道設備（給水、排水等）はありませんのでご注意ください。

### (1) 出店者で準備する設備

- ①電気設備・照明            使用する場合は各自で準備してください。
- ②プロパンガス設備        使用する場合は各自で準備してください。  
    ※①、②を利用する場合は消火器（10型以上）も各自でご準備ください。
- ③保健所備品

保健所の指導により、下記備品は営業時に必要な備品になりますので、必ずご用意をお願いいたします。

〔ポリタンク 18ℓ（コック付き）、排水用ポリバケツ、温度計（ガラス製以外）、蓋つきゴミ箱、  
液体せっけん、アルコール消毒薬、ペーパータオル、使い捨て手袋、冷蔵設備（クーラーボックスなど）〕

### (2) 事務局で準備する設備（キッチンカー（テント希望）またはテント出店の場合のみ）

- ①テント 1 張（間口 3,600mm×奥行き 2,700mm 相当）
- ②長机(W1,800×D500mm×H700mm 相当)2 本・パイプイス 2 脚
- ③店舗屋号看板（サイズ w900×h200 スミ 1 色/角ゴシック表記  
（その他 POP 等は各自でお持ち込みください。）  
※キッチンカー（テント希望）の場合のテントの配置はキッチンカーの前に固定となります。

## 10. 応募方法・応募締切

花火大会公式ホームページの専用申込フォームから申請、または出店申込書を事務局に提出

第 7 回戸田橋花火大会 会場外出店申込フォーム

<https://www.city.toda.saitama.jp/ques/questionnaire.php?openid=1355>



募集締め切り：**令和 7 年 6 月 6 日（金）** 必着 ※締め切りを過ぎた場合は受け付けられません。

選定が終わりましたら事業者へ事務局から当落をご連絡いたします。

## 11. 遵守事項

次に掲げる事項を遵守頂けない場合は出店を取り消し、次回以降の出店も認めません。

- ・車両を使つての搬入については交通規制実施前までに、搬出については交通規制解除後に行ってください。
- ・搬出入の車両は、割り振られた指定の区画内で駐車してください。搬出入車両を発電等のためエンジンをかけたままとすることは、排気ガスが出て他の出店者や来場者の迷惑となりますのでおやめください。
- ・来店者の整列や誘導は出店者自ら行い、花火来場者の動線を妨げないようにしてください。
- ・来場者は短時間に集中する見込みのため、人が滞留しないよう十分な従業員数を確保すること。
- ・来場者は短時間に集中する見込みのため、提供スピードを考慮した品数、メニューとすること。
- ・飲食出店エリア内の留置車両は最大全長 4.7m 全幅 1.7m 程度まで（ハイエース・キャラバン等）とすること。

- ・出店者は、出店に関する衛生・火気取扱いなど一切の責任を負うものとし、実行委員会は、これら一切の責任を負いません。万一、事故等が発生した場合には、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応を行うものとしします。
- ・発電機を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入してください。
- ・発電機を使用する場合は、安全に配慮するとともに途中の給油はしないでください。また、携行缶は持ち込まないでください。
- ・許可を受けたもの以外の販売はできません。
- ・出店内容に関わらず、必ず消火器（使用期限内のもの）を用意ください。
- ・出店後は清掃等を徹底してください。発生したゴミは、出店者各自で責任を持って持ち帰りください。
- ・申込書の内容に違反が認められた場合は、営業時間内でも出店を中止とします。
- ・花火大会終了後、8月15日（金）までに、売上報告をしていただきます。（今後の参考とします。他の目的には使用しません。）
- ・申込時の個人情報、当大会の出店管理及び連絡以外には使用しません。ただし、警察及び保健所等の公的機関から要請があった場合にはこの限りではありません。
- ・出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、出店者の責任において誠意をもって対処してください。
- ・大会の中止又は規模を縮小した場合の損失補償は行いません。
- ・周囲の警備員等のスタッフは大会運営の人員のため、出店区域内での事故や盗難については実行委員会では一切の責任を負いません。
- ・来店者や他の出店者等とのトラブルとならないように対応してください。
- ・緊急時の対応があるときは協力してください。
- ・備品及び商品の保全管理は出店者が行ってください。
- ・法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないものとしてください。
- ・戸田市暴力団排除条例に違反する者は出店できません。埼玉県警察への照会のため誓約書及び本人確認書類の写しを蕨警察署へ提出する場合があります。
- ・その他、事務局の指示に従ってください。

## 12.出店確定後の提出物

出店することが決定した出店者には以下の書類を提出いただく予定です。

- (1) 販売商品の申請書
- (2) 火気器具の申請書
- (3) テント内レイアウト（調理機材配置／消防申請用）
- (4) 調理工程表
- (5) 検便検査報告書（O-157 含む）
- (6) 食品衛生責任者である証明
- (7) 生産物賠償保険のコピー
- (8) 誓約書
- (9) 運転免許証等の本人確認書類の写し

## 13.出店予定場所

※今後の調整により変更となる可能性があります。

※出店位置は事務局にて決定させていただきます。ご指定はできませんので予めご了承ください。

# 第72回戸田橋花火大会西側会場外出店エリア配置図（案）

飲食出店ブース数：15店舗



# 第 72 回戸田橋花火大会会場外エリア出店位置図（予定）

